

令和2年(む)第81408号

決 定

被告人 相嶋 静 夫

上記の者に対する外国為替及び外国貿易法違反被告事件について、令和2年4月8日東京地方裁判所裁判官がした保釈請求却下の裁判に対し、同月14日、弁護人らから準抗告の申立てがあったので、当裁判所は、次のとおり決定する。

主 文

本件準抗告を棄却する。

理 由

1 本件準抗告申立ての趣旨及び理由は、要するに、被告人には、刑訴法89条4号に該当する事由は存在せず、また、裁量保釈が認められるべきであるから、保釈請求を却下した原裁判を取り消し、被告人の保釈を許可するとの裁判を求めるというものである。

2 本件勾留の基礎となる公訴事実の要旨は、被告人が、顧問を務める会社の業務に関し、いずれも同社の幹部である共犯者2名と共謀の上、経済産業大臣の許可を受けずに、政省令で定められた噴霧乾燥器を輸出したというものである。

本件事案の性質・内容、見込まれる争点、証拠構造等に照らすと、被告人が、故意、共謀といった罪体や重要な情状事実に関し、共犯者や関係者に働きかけるなどして罪証を隠滅すると疑うに足りる相当な理由があり、刑訴法89条4号に該当する事由があると認められる。そうすると、被告人が高齢で持病があること、新型コロナウイルスの感染の危険があることなど弁護人の指摘を踏まえても、裁量による保釈が適当ではないとした原裁判の判断は不合理ではない。

3 よって、本件準抗告には理由がないから、刑訴法432条、426条1項により、主文のとおり決定する。

令和2年4月15日

東京地方裁判所刑事第8部

裁判長裁判官 蛭 田 円 香

裁判官 坂 田 正 史

裁判官 島 尻 大 志

これは謄本である。

同日 同庁

裁判所書記官 松下修士

